

職場意識改善計画

平成 年 月 日

取組事項	具体的な取組内容
1 実施体制の整備のための措置	
①労働時間等設定改善委員会の設置等 労使の話し合いの機会の整備	(1年度目) 労働時間や休暇などについて労使間で話し合いをする労働時間等設定改善委員会を設置する為に必要な規定や運営について話し合い、委員会を設ける。
	(2年度目) 設置した労働時間等設定改善委員会で有給取得率や平均所定外労働時間などを確認し、無駄な残業の削減や有給を取得しやすい環境づくりについて検討する。半期に1回を目標に開催する。
②労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任	(1年度目) 職場意識を改善する為、労働時間に関する苦情、意見、要望を受け付けるための担当者を選任し、受付体制を整える。また、受付体制や担当者の周知徹底を行なう。
	(2年度目) 1年度目の苦情、意見、要望を踏まえて、より相談しやすい環境が作れるよう検討する。
2 職場意識改善のための措置	
①労働者に対する職場意識改善計画の周知	(1年度目) 労働者への周知の為、事務所内で目に留まりやすい場所へ掲示する。また、ホームページに職場意識改善計画の概要の掲載準備に取り掛かる。
	(2年度目) 自社のホームページに職場意識改善計画の概要を掲載し、取り組みについて社内だけでなく社外に向けても広く周知する。
②職場意識改善のための研修の実施	(1年度目) 職場意識改善の必要性や意義について管理職クラスの従業員に対しての研修を最低1回は開催し、意識啓発を図る。
	(2年度目) 管理職以外の従業員に対しても研修を最低1回は開催し、意識改革を図る